

報奨金制度のご案内!!



**分譲地の購入希望者を紹介してください！
成約時に紹介者には報奨金として
10万円をお支払いいたします！**

- 長野県住宅供給公社分譲地の購入希望者をご紹介いただきますと、成約時に紹介者に10万円の報奨金をお支払いいたします。
- 購入希望者と同一世帯又は生計を一にされている方や、反社会的勢力の方は対象にはなりませんので、ご了承ください。
- 長野県宅地建物取引業協会との間で締結された協定に基づく宅建業者の紹介がある場合、対象にならないことがありますので、あらかじめ購入希望者にご確認ください。

 **長野県住宅供給公社**
事業部事業計画課 分譲担当
TEL：026-227-4322
FAX：026-227-4190



(公社分譲ホームページ)

長野県住宅供給公社 分譲



長野県住宅供給公社分譲宅地
販売促進報奨金支払要領

〔平成31年4月1日
制 定〕

〔改正〕 令和4年7月1日

長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領(平成28年10月17日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県住宅供給公社(以下「公社」という。)が分譲する宅地のうち、別に定める分譲地の宅地(以下「対象宅地」という。)を、購入希望者(以下「購入希望者」という。)が購入する際、公社に対し購入希望者を紹介した者(以下「紹介者」という。)がいる場合における、当該紹介者に対する分譲宅地販売促進報奨金(以下「報奨金」という。)の支払いについて必要な事項を定める。

(支払対象紹介者)

第2条 報奨金の支払対象となる紹介者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人は報奨金の支払対象としない。

- (1) 購入希望者と同一世帯又は生計を一にする個人
- (2) 公社の職員及び公社の職員と同一世帯又は生計を一にする個人
- (3) 長野県暴力団排除条例第2条(2)に定義される者及びこの者に関する法人

2 公社と公益財団法人長野県宅地建物取引業協会との間で締結された購入者の紹介に関する協定書に基づき、その協会員である宅地建物取引業者が購入希望者を公社に紹介し報酬を受けようとする場合においては、その他の個人又は法人は報奨金の支払対象としない。

(報奨金)

第3条 報奨金の金額は1宅地につき金100,000円とし、紹介者は1宅地につき1法人又は1個人とする。

(購入希望者の紹介)

第4条 紹介者は、購入希望者が公社に対し対象宅地の購入申込書を提出する前に、分譲宅地購入希望者紹介書(様式第1号)を公社に提出するものとする。

(報奨金確定)

第5条 公社は、前条に定める分譲宅地購入希望者紹介書に記載された、購入希望者への対象宅地の所有権移転登記が完了したときは、当該紹介者に対し分譲宅地販売促進報奨金確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(報奨金支払い)

第6条 公社は、前条に定める通知後、紹介者が公社あてに提出する分譲宅地販売促進報奨金支払請求書(様式第3号)に基づき、第3条に定める報奨金を紹介者に対し支払うものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

【対象宅地】

古間駅前分譲地	(信濃町)
福井分譲地	(飯綱町)
住良木分譲地	(長野市)
浦野南分譲地	(上田市)
くるみ台分譲地	(諏訪市)
中大塩分譲地	(茅野市)
福与スカイタウン	(箕輪町)
山本分譲地	(伊那市)

(様式第1号)

分譲宅地購入希望者紹介書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社 理事長 様

(紹介者)

住 所

氏 名

㊟

電話番号

私(当社)は、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第1条に基づく対象宅地の購入希望者を、同要領第4条に基づき下記のとおり紹介します。
なお、私(当社)は同要領第2条但し書に定める者に該当しないことを自認します。

記

対象宅地	分譲地名	
	区画番号	
購入希望者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【 購入希望者確認 】

上記紹介者は、今般、私が申込予定の対象宅地に係る紹介者に相違なく、その他の個人又は法人、並びに長野県住宅供給公社が長野県宅地建物取引業協会と締結した購入者の紹介に関する協定に基づく宅建業者からの紹介はありません。

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

紹介者との関係

(様式第2号)

分譲宅地販売促進報奨金確定通知書

令和 年 月 日

様

長野県住宅供給公社

理事長

令和 年 月 日付け分譲宅地購入希望者紹介書によりご紹介いただきました下記購入希望者様に係る対象宅地の所有権移転登記が完了しました。

つきましては、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第6条に基づき、別添の分譲宅地販売促進報奨金支払請求書に署名・捺印のうえ公社あてに送付してください。

記

対象宅地	分譲地名	
	区画番号	
購入希望者	住所	
	氏名	
	電話番号	

(様式第3号)

分譲宅地販売促進報奨金支払請求書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 様

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第3条に基づく報奨金について、同要領第6条に基づき請求します。

請求金額	金100,000円		
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協 信組	本店 支店 本所 支所
	口座番号	普通 当座	
	コウザメイギ 口座名義		